

# 郡山市遠距離通学費補助金交付要綱

平成4年4月1日制定  
平成5年8月30日一部改正  
平成7年8月22日一部改正  
平成10年9月30日一部改正  
平成22年7月1日一部改正  
平成25年4月1日一部改正  
平成27年10月1日一部改正  
平成29年8月28日一部改正  
平成30年3月16日一部改正  
令和3年3月30日一部改正  
〔教育総務部総務課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「学校」という。）に就学する児童・生徒（以下「児童等」という。）で遠距離通学を行うものの通学に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 小学校若しくは義務教育学校前期課程の児童であって、当該児童の住居から学校所在地までの距離が4キロメートル以上のもの
- (2) 中学校若しくは義務教育学校後期課程の生徒であって、当該生徒の住居から学校所在地までの距離が6キロメートル以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童等は補助対象者としない。

- (1) 児童等又は児童等の保護者が、他の法令又は要綱等により通学に要する経費に対する支給を受けているもの
- (2) 市が運行するスクールバス又はスクールタクシーの利用対象のもの
- (3) 通学区域外の学校へ通学するもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象者が通学のために利用する交通機関旅客運賃のうち定期券購入に要する経費（以下「交通費」という。）又は徒歩、自転車等で通学する場合の通学に要する諸経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 補助対象者が交通機関を利用して通学する場合

- ア 小学校若しくは義務教育学校前期課程の児童の場合 交通費が基準額（年額19,100円）以下の場合には実費とし、基準額を超えるときは、超える額の100分の70を基準額に加算した額

イ 中学校若しくは義務教育学校後期課程の生徒の場合 交通費が基準額（年額38,600円）以下の場合には実費とし、基準額を超えるときは、超える額の100分の70を基準額に加算した額

(2) 補助対象者が徒歩、自転車等で通学する場合 年額 6,000 円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする児童等の保護者の代表者は、児童等の就学する学校ごとにとりまとめのうえ、郡山市遠距離通学費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、小学校長、中学校長又は義務教育学校長（以下「学校長」という。）を經由し、郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 交付申請書内訳

(2) 振込先登録申請書

(3) 交通機関利用の場合、定期券の写しまたは定期券発行証明書等

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用してはならない。

(2) 児童等は、定期券購入後速やかに学校長の確認を受けなければならない。

(3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金交付の申請があったときは補助金を交付するか否かを決定し、速やかに郡山市遠距離通学費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付申請をした保護者の代表者に通知する。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(交付の時期)

第9条 補助金の交付の時期は、前期（10月）、後期（3月）とする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた保護者の代表者は、補助事業が完了したときは、速やかに郡山市遠距離通学費補助金実績報告書（第3号様式）を市長が指定する日までに児童等の就学する学校等を經由し、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 確定通知は、すでに通知している決定額と確定額が相違する場合にのみ行うこととする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月30日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月22日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年9月30日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。